

○ 糖尿病の急性合併症治療を担う医療機関

〈選定要件〉

- ① 日本糖尿病学会等による診療ガイドライン等に則した診療が実施可能であること。
- ② 低血糖及び高血糖に伴う昏睡等急性合併症の治療が 24 時間可能であること。
- ③ 食事療法、運動療法を実践するための設備があること。
- ④ 糖尿病治療を行う他の医療機関と地域連携クリティカルパス等を用いるなどして連携していること。